

# 7-2. RFMOにおける主な規制措置



## ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)

<年次会合:毎年11月開催>

- ①東大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)の削減。  
(2010年漁期:13,500t→2011~2013年漁期:各12,900t)
- ②保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ④クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



## WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)

<年次会合:毎年12月開催>

2011年の措置として、

- ①メバチについて、
  - (a)まき網漁業においては、集魚装置を用いた操業の3カ月間禁止、太平洋島嶼国の排他的経済水域に囲まれた公海の禁漁。
  - (b)はえ縄においては、2001~2004年の平均値から漁獲量を30%削減。
- ②クロマグロについて、漁獲努力量を2002~2004年水準より増大させない。また未成魚の漁獲を2002~2004年水準より減らす。



## IOTC(インド洋まぐろ類委員会)

<年次会合:毎年3月開催>

- ①メバチ、キハダについて、2007年~2011年の間、毎年の実操業隻数を2006年水準に制限。
- ②ビンナガ、メカジキについて、2008年~2011年の間、毎年の実操業隻数を2007年水準に制限。
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



## CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)

<年次会合:毎年10月開催>

- ①ミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。  
(2011年漁期:9,449t→2012年漁期:10,449t)
- ②運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ③ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



## IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)

<年次会合:毎年6月開催>

メバチ・キハダについて、2012年の措置として、

- ①まき網漁業においては、62日間の禁漁及び沖合特定区での1ヶ月間の禁漁。
- ②はえ縄漁業においては、2007年の漁獲枠から5%削減  
(我が国漁獲枠32,372トン)

## RFMO合同会合

<第1回:2007年1月(神戸)、第2回:2009年6~7月(サン・セバスティアン:スペイン)、第3回:2011年7月(ラホーヤ:米国)>

各RFMOが以下の措置を緊急に採択するよう勧告。

- ①世界的にマグロの漁獲能力(漁船数等)が過剰であるので、これを解決する措置をとる。ただし、沿岸途上国の漁業発展を害しないようこれを実施する。
- ②管理措置を徹底するため、漁船位置管理システム、オブザーバー、漁獲証明制度等の監視取締措置を5つの地域漁業管理機関で統一性を図る。
- ③マグロ漁業で混獲されるサメ、海鳥、海亀について協調した対策をとる。

※2012年1月現在の情報です。  
最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。